

日本消化器内視鏡学会附置研究会設置規則

(令和 6年 4月)

(設置目的)

第1条 本附置研究会(以下「研究会」)は、消化器内視鏡学に関する具体的な研究課題を定めて資料の収集及び意見交換を行い、本学会の発展及び消化器内視鏡の普及に貢献することを目的として設置する。

(設置申請)

第2条 研究会設置申請(公募)の資格者は学会の学術評議員とし、設置申請趣意書に代表世話人(申請者)及び世話人の氏名を明記し、設置申請年度の前年7月31日までに研究会の趣意書と計画書を添えて学会事務局に提出する。なお、学会の役員、附置研究会審議会委員は原則として代表世話人として申請することはできないものとする。

(設置承認)

第3条 研究会の設置承認については、学会に設置された附置研究会審議会の審議を経て理事会で決定する。なお、附置研究会審議会の構成メンバーは若干名とする。また、研究会の設置数は、原則として当該年度合計で5研究会以内とする。

(開催日及び運営)

第4条 研究会は、原則として総会開催期間に併せて開催することとし、日時及び会場設営等は総会会長が決定し、研究会の進行等は研究会が担当することとする。

(設置期間)

第5条 研究会の設置期間は、最長3年間、また開催数は最大6回までとし、延長は認めない。3年を超えて存続を希望する場合は、関連研究会としての存続は可能とするが、学会としての財政助成及び総会としての設営支援は行わないものとする。

(財政援助)

第6条 学会は、研究会からの申請があった場合、研究会に対して年間30万円を補助することとする。
2. 対象は、研究会開催に係る費用、研究会運営に関わる費用、研究成果の作成・発表に関わる費用とする。なお、年間補助金額を超過する請求額に関しては上限額の30万円までを補助する。

(成果の公表)

第7条 研究会の代表世話人は、当該年度の7月31日までに成果と進捗状況を審議会に報告し、継続の承認を受けられるものとする。
2. 研究会は設置期間終了後、直近の春の総会にて成果報告を行うと共に、総括報告書を審議会に提出する。また、2年以内に研究成果を本学会公式和文誌ないしは英文誌に投稿するものとする。

(付記)

第8条 本研究会が内視鏡機器関連企業の利益相反のないことを明示した上で、開発関連技術者の参加並びに研究発表、技術解説講演なども積極的に求め、会員の教育研修の場としても活用するものとする。

第9条 審議会の構成メンバーが研究会の代表世話人の場合には、審議会において当該研究会に対する評価は行わないものとする。

附 則

- 1) この規則は原則として、平成23年度以前に認可された研究会に対しても適用するものとする。
- 2) この規則は、平成24年3月1日から施行する。
- 3) この規則の一部を改正し、平成26年5月から施行する。(旧第8条を削除)
- 4) この規則の一部を改正し、平成30年6月21日から施行する。
- 5) この規則の一部を改正し、令和6年4月18日から施行する。
- 6) 附置研究会のためだけに総会に非会員が来場する場合は、原則として一般参加者と同様に総会参加費を支払うものとする。但し、附置研究会から演者等である旨の理由を付記して総会長に了承を求めた場合は、総会長の裁量により無料の簡易参加証を発行することで、附置研究会会場に限っての入場を認めることとする。